

エアバッグ類車上作動処理における遵守事項

加入事業者及び車上作動処理実施責任者は、自動車リサイクル法及び関連法令を遵守しつつ、エアバッグ類の車上作動処理を安全且つ適正に行うため、以下に示す事項を遵守することとします。

<p>第1項</p> <p>管理責任</p>	<p>車上作動処理実施責任者は、実務における管理責任体制を確立し、安全且つ適正な車上作動処理及び移動報告の実施を管理することとします。</p>
<p>第2項</p> <p>社内教育の実施</p>	<p>車上作動処理実施責任者は、「車上作動処理に関する確認書」、「自動車製造業者等が提供する車上作動処理の方法等に関する情報」及び自再協がホームページ等で周知する車上作動処理における最新情報を自ら入手し、当該内容に沿った業務を実務担当者（作業担当者及び移動報告担当者）に社内教育を実施し、周知徹底させることとします。</p>
<p>第3項</p> <p>適正な車上作動処理の実施</p>	<p>車上作動処理実施責任者は、車上作動処理が可能な使用済自動車及び解体自動車に搭載されているエアバッグ類については、基本的に車上作動処理を行うものとし、実施にあたっては、安全な作業、確実な全数処理及び作業に基づく移動報告を実施すべく、以下を行うこととします。</p> <p>(1) 作業前、自動車製造業者等が提供する車台詳細情報を確認し、装備部位・個数等を把握する。</p> <p>(2) 「車上作動処理委託契約申込書類」、「自動車製造業者等が提供する車上作動処理の方法等に関する情報」等に基づく作業を行う。 また、可能な限り一括作動ツールを使用する。</p> <p>(3) 作業後、すみやかに車上作動処理管理台帳に処理の実施に係る情報を記録する。</p> <p>(4) 管理台帳における処理実施記録に基づき、すみやかに情報管理センターに引渡実施報告を行う。 また、管理台帳は作業実績の証明となるため、5年間保管・閲覧できるように管理する。</p>
<p>第4項</p> <p>規約等の管理</p>	<p>車上作動処理実施責任者は、事業所に下記書面等を保管するなどして、その内容を容易に確認出来るよう管理することとします。また、(3)「車上作動処理委託契約申込書類」の内容に変更がある場合には速やかに更新・提出することとします。</p> <p>(1) 「エアバッグ類車上作動処理業務規約」</p> <p>(2) 「エアバッグ類車上作動処理における遵守事項」</p> <p>(3) 「車上作動処理委託契約申込書類」の写し</p> <p>(4) 自動車製造業者等及び自再協が提供する車上作動処理の方法等に関する情報</p>
<p>第5項</p> <p>工具及びツール類の維持管理</p>	<p>車上作動処理実施責任者は、車上作動処理の安全性を維持するため、車上作動処理の実施に必要な工具及びツール類を適正に使用し、点検・保管等を適切に管理することとします。</p>
<p>第6項</p> <p>発生音・発生臭等への対策</p>	<p>加入事業者は、車上作動処理を行うにあたっては、作業に伴う発生音が周辺に影響を与えないよう、また発生臭等が作業員及び周辺に影響を与えないように十分に配慮して行うこととします。万が一近隣からの苦情等が発生した場合には、自らの責任をもって迅速な対応、改善を行うこととします。</p>
<p>第7項</p> <p>業務の調査等受け入れ</p>	<p>加入事業者は、自再協または自再協が委託した者が行う業務の遂行状況等の確認及び立ち入り調査等を受入れることとします。</p>
<p>第8項</p> <p>エアバッグ類の購入等の禁止</p>	<p>加入事業者は、自動車リサイクル法及び関連法令の遵守の徹底を図るため、ネットオークション等によりエアバッグ類を購入してはならないものとします。</p>